

## 貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において 事業活動を行うための特例措置の創設について

貨物自動車運送事業の運転者の勤務時間等に係る基準に関し、貨物自動車運送事業者が、車両及び運転者を所属営業所から臨時的に被災地域に設ける拠点に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例を創設する。

### 現 状

運転者の疲労蓄積を防止する観点から、運転者は144時間（6日間）以内に所属営業所に戻る必要がある。（「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」平成13年国土交通省告示）

被災地域

復旧・復興  
の現場

所属営業所に144時間以内に戻る必要がある



所属営業所

### 特例による取扱い

所定の要件を満たす被災地拠点を所属営業所とみなすことにより、上記の基準は堅持しつつ、被災地域での継続的な復旧・復興事業を可能とする。

被災地域

復旧・復興  
の現場

被災地拠点に  
144時間以内  
に戻ればよい

被災地拠点

対象車両：事業用トラック



所属営業所

【被災地拠点の要件】

- ・睡眠に必要な施設の確保
- ・適切に駐車するための車両置場の確保
- ・点呼の確実な実施体制の整備

本特例の施行日：平成23年9月13日（施行日から1年間の取扱いとする）